

## 沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝遺族助成事業費補助金交付要綱

### 第1 趣 旨

知事は、本県出身の戦没者を慰霊するため沖縄県に建立された「甲斐の塔」碑前で実施される慰霊祭に参加する遺族代表者の旅費の一部を補助するため、甲斐の塔維持管理委員会（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第2 補助金の補助対象経費及び補助率

沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝遺族助成事業費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象経費は遺族代表者の参加旅費とし、補助率は3分の1とする。

### 第3 補助金の交付申請

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1-1により、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

### 第4 補助金の交付条件

- (1) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は事業内容の変更、事業の中止又は廃止をしようとする場合は、様式1-2により、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、遅滞なく知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助金の交付目的に反し、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

### 第5 補助金の交付

- (1) 知事は、補助事業完了後、検査のうえ補助金を交付するものとする。  
ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いすることができる。
- (2) 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、様式3の「概算払請求書」を知事に提出しなければならない。

### 第6 実績報告

補助事業者は、当該事業が完了したとき、又は第4(1)の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式2により知事に報告しなければならない。

### 第7 証拠書類の整備及び保管

補助事業者は、補助事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第8 附則

この要綱は、平成12年4月1日から適用するものとする。

この要綱は、平成18年4月1日から適用するものとする。

平成 年 月 日  
第 号

山梨県知事

殿

甲斐の塔維持管理委員会

副会長



平成 年度沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝遺族助成事業費補助金交付申請書

このことについて、山梨県補助金等交付規則第4条及び沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝遺族助成事業費補助金交付要綱第3の規定により、補助金 円を交付申請します。

- 添付書類 (1)事業計画書  
(2)収入支出予算書  
(3)知事が必要と認める書類

平成 年 月 日  
第 号

山梨県知事 殿

甲斐の塔維持管理委員会  
副会長



平成 年度沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝遺族助成事業補助金  
変更承認申請書

平成 年 月 日付け国援第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県補助金等交付規則第 4 条及び沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝遺族助成事業補助金交付要綱第 4 (1)の規定により、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

添付書類 (1)事業計画書  
(2)収入支出予算書  
(3)知事が必要と認める書類

様式 2

平成 年 月 日  
第 号

山梨県知事 殿

甲斐の塔維持管理委員会  
副会長



平成 年度沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝遺族助成事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け国援第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県補助金等交付規則第 12 条 1 項及び沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝遺族助成事業費補助金交付要綱第 6 の規定により、報告します。

- 添付書類 (1)事業報告書  
(2)収入支出決算書  
(3)知事が必要と認める書類

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

甲斐の塔維持管理委員会  
副会長



概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付け国援第 号で交付決定のあった沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝  
遺族助成事業費に係る県補助金について、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額

¥ -

2 内 訳

補助金交付決定額	既概算交付額	差 引 額 - =	今回概算請求額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現 金 指定金融機関名 \_\_\_\_\_
- (2) 口座振替 振込先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別（当座・普通）  
口座名 \_\_\_\_\_